

Rotary



District2660

よいことのために手を取りあおう

# 青少年の 危機管理について

2025-26年度

RID2660危機管理委員会

委員長 延原健二



## ゼロトレランス（ゼロ容認方針）

国際ロータリーは、青少年に対するハラスメントや虐待は絶対に容認せず（ロータリー章典2.120.2）、すべての会員およびロータリーの会合、行事、または活動に出席または参加する個人は、いかなる形のハラスメントのない環境を維持することに力を注ぐべきであるとの方針を明らかにしています（ロータリー章典26.120）。

## 72時間ルール 青少年奉仕プログラム参加者すべてを対象

- ・ 青少年に対する虐待やハラスメント（嫌がらせ）の申し立てなど、報告を受けてから（報告が上がった場合）その真偽や重大性、刑事上の事件性があるなしにかかわらず72時間以内に報告するというものです。（ロータリー章典2.120.2）
- ・ 青少年交換プログラムにおいては、RIに報告すべき重大事故や重篤な疾病、死亡、早期帰国、犯罪などが発生した時にも72時間以内にRIに報告する必要があります。RI理事会は、個人、クラブ、地区が、適時の報告を故意に行わなかったことを知った場合、クラブを終結させる場合があります（ロータリー章典41.050.7）。
- ・ RIへ報告してその後、外部委員も含めた危機管理委員会で、真偽の調査や司法当局へ通知が必要かどうかを判断する。
- ・ 虚偽の報告とか、勘違いによる報告とか重大なトラブルではなく当地区内で十分解決できる事案であったなどの可能性もあるが、その後の手はずと調査の結果、および結果としてとられた措置について、再度RIに事後報告する。（報告は30日以内を目安とする。）



# ロータリアンの行動規範

## ロータリー章典8.030.2. (2023年4月理事会会合)

**全会員（ロータリアンおよびローターアクター）には以下のことが求められる：**

- 1) 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
- 2) 他者に公平に接し、敬意をもって接すること。これには、他者を尊重する言葉を使う、サポートを示す、温かく迎え入れるインクルーシブな環境を助長する、多様性を重んじるという「**ロータリーの多様性・公平さ・インクルージョン（DEI）の行動規範**」を遵守することが含まれる。
- 3) ロータリーを通じて自分の職業スキルを生かし、地域社会や世界のほかの地域の人びとの生活の質を高める。
- 4) **ロータリーやほかのロータリー会員の評判を落とすような言動は避ける。**
- 5) ロータリー関連行事のすべての行動規範に従う。

### DEIの行動規範

他者を尊重する言葉を使う

### 期待事項

### ロータリー章典 26.140.

サポートを示す

協力的かつ前向きで健全な環境に  
寄与することが求められる

温かく迎え入れるインクルーシブな環境を助長する

多様性を重んじる



# 会合、行事、または活動における ハラスメントのない環境

ロータリー章典26.120. (2023年4月理事会会合)

ロータリーは、ハラスメントのない環境を維持することに力を注いでいる。

ロータリークラブまたはローターアクトクラブの理事会、地区、またはゾーンのリーダーは、ハラスメントの申し立てに迅速に対応するものとし、申し立てを行った者に対する報復をしてはならない。

ロータリークラブまたはローターアクトクラブでは、ロータリーの行事または活動におけるハラスメントの申し立ては、ロータリークラブまたはローターアクトクラブの理事会によって審査し、妥当な期間（通常は1カ月）内に回答するものとする。

違反の申し立ての対象者がロータリークラブまたはローターアクトクラブの理事会メンバーである場合、自ら審議から外れることが期待される。

ハラスメントの申し立てがロータリークラブまたはローターアクトクラブによって適切に対応されなかったという懸念は、該当する書類を用いて地区ガバナーに伝えることができる。



# 第2660地区 危機事案発生時の対応

よいことのために手を取りあおう

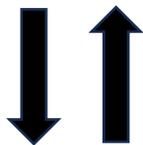
ロータリークラブ、ローターアクトクラブ  
地区委員会、地区事業活動中

ゼロトレランス

- ・青少年に対するハラスメントや虐待は絶対に容認せず

① 危機事案発生

② 速やかに報告



③ 助言、指導

- ・地区委員会及び地区事業の活動の中で発生した事案は地区内で解決する。  
(但し当該者を地区に派遣しているクラブ会長に報告する)
- ・ロータリークラブ、ローターアクトクラブ内で発生した事案はクラブ主体で解決する。  
(地区危機管理委員会が必要に応じて助言を行う)
- ・安否確認が必要な場合は、クラブ、地区委員会が確認し、ガバナー及び地区危機管理委員会に報告する。

ガバナー、地区危機管理委員会

③ クラブ内、地区委員会内で解決できない場合は、  
危機管理委員会が対応

④ 必要に応じて  
ガバナーから報告



国際ロータリー  
クラブ・地区支援室

- ・青少年に対する虐待やハラスメント（嫌がらせ）の全ての申し立ては、報告を受けてから（報告が上がった場合）その真偽や重大性、刑事上の事件性があるなしにかかわらず72時間以内に報告する。
- ・青少年交換プログラムにおいては、R1に報告すべき重大事故や重篤な疾病、死亡、早期帰国、犯罪などが発生した時にも72時間以内にR1に報告する。